

『公共図書館の未来と国立国会図書館の役割ーデジタル時代の相互連携に向けてー』

1. 国立国会図書館の全国サービスの歴史

国立国会図書館は、国立図書館と議会図書館を兼ねた組織と説明されることが多いが、正確には、立法支援機関が国立図書館機能を併せ持った機関である。戦後、新憲法の下で客観的事実を踏まえた国政審議を実現するため、出版物を網羅する国立図書館機能を備えた国会図書館の設立が希求された。戦前の日本には完全な意味での国立図書館機能はなく、米国使節団との協議を経て、また、当時の財政事情を鑑みて、国立国会図書館が唯一の国立図書館として設立される。国立図書館の基本機能は、納本制度、全国書誌の作成、総合目録などの図書館活動の基盤構築、蔵書の全国民への提供義務であり、これらは、国立国会図書館法に法定された。

国民への図書館サービスを規定する国立国会図書館法第21条では、直接または公立その他の図書館を経由して、全国民が同館のサービスを最大限享受できるようにするとして、館内閲覧、図書館相互貸出、複写、展示その他の方策が規定されており、図書館協力と全国総合目録の作成も明記されている。しかし、現実には、事業を遂行する資源や能力が不足し、十分な全国サービスの実現ができず、「永田町立図書館」と揶揄される状況が続いた。

1986年の新館開館に伴う組織改革で、対図書館サービスの改善や激増する雑誌複写への対策が講じられ、2002年に開館した関西館の設置で、外国雑誌を中心とする遠隔複写サービス、複本コレクション構築による図書館協力貸出の体制が整備されたが、学術雑誌の文献提供はすでに電子ジャーナルの時代に移りつつあった。その後、関西館のもう一つの主要機能とされた電子図書館サービスが、インターネット環境下での全国サービスの中心的役割を果たしていくことになる。

2. 電子図書館サービスの現状

国立国会図書館は、1998年に電子図書館構想を策定する。2004年の電子図書館中期計画において、①ウェブサイトの収集・保存と電子書籍・電子雑誌の登録・保存、②紙媒体資料のデジタル化、③他の図書館や類縁機関が発信する情報資源と併せたデジタルアーカイブポータルによる情報発信の3つの主要事業による全体像が提示される。その後、2007年には京大総長を務めた情報工学者の長尾真館長が着任し、電子図書館事業が加速化する。

資料のデジタル化については、送信利用の便宜もあり、古典籍資料や明治期刊行図書からスタートするが、2009年のグーグルブックサーチ問題を契機とする緊急経済対策事業で、約127億円の補正予算による大規模デジタル化が行われ、1968年までの受入和図書約66万点が終了する。また、著作権法の改正で、絶版入手困難資料については、公共図書館・大学図書館での送信利用が可能となる。さらに2020年からの新型コロナウイルス感染症流行

下での図書館休止問題を契機に再びデジタル化促進の機運が高まり、2000年までの刊行和図書のデジタル化を目標に4カ年で約215億円の補正予算が認められ、現在も作業が継続している。この間、絶版入手困難資料については、国立国会図書館の登録利用者への送信と複写を可能とする法改正がなされ、2022年5月から個人送信サービスが開始された。2024年5月現在、インターネット公開分を合わせると約240万点の資料が送信提供されている。さらに、2019年の法改正で検索結果のスニペット表示が可能となったことを受けて、光学文字認識（OCR）によるテキストデータの作成が行われ、大部分のデジタル化資料については全文検索が可能となっている。

電子出版物の制度収集については、2000年に有体物のパッケージ系電子出版物の制度収集、2010年からは、インターネット資料収集保存事業（WARP）として、国・自治体の発信するウェブサイトの制度収集を開始した。また、電子書籍・電子雑誌については、2013年から無償で技術的保護手段（DRM）を講じていないものに限定して制度収集を開始し、関係団体との実証実験等を踏まえて、2023年5月からは、それまで納入免除としていた有償頒布またはDRMを講じていない資料の制度収集を開始した。

日本の電子情報資源を網羅するポータルサイトについては、2007年のデジタルアーカイブポータル（PORTA）を皮切りに、2010年にNDLサーチの運用を開始したが、2015年に国の知財推進計画で分野横断統合ポータルの整備が目標に掲げられ、2020年にジャパンサーチの構築、運用が開始される。NDLサーチは、書籍・図書館分野を担当する統合ポータルに再編され、両者の棲み分けがなされた。

現時点では、以下の点は達成されつつあると総括できる。①2000年までの和図書を中心とした資料デジタル化と全文検索用テキストデータの整備を含む利活用拡大、②電子書籍・電子雑誌の制度収集の枠組み、③国・自治体のウェブサイトの収集事業、④ジャパンサーチによる図書館以外の情報資源を包括したデジタル情報基盤の整備、⑤視覚障害者用のアクセシブルな情報資源の拡大。

3. 公共図書館との相互連携の期待

国立国会図書館における電子サービス事業の進展を踏まえた公共図書館との関係性について、①デジタル送信の拡大が公共図書館の原資料保存に与える影響、②国立国会図書館が所蔵していない入手困難資料を公共図書館がデジタル化した場合の国立国会図書館での送信利用、③NDLサーチ、ジャパンサーチでの地域情報の共有拡大、④WARPで収集した自治体サイトからのコンテンツの切り出しが進まず、行政情報の統合的な把握が分かりづらい状況、⑤NDLサーチからのAPI提供による公共図書館でのJPN/MARC利用の促進などの点を検討した。

課題①は、国立国会図書館からのデジタル送信の対象資料が、1968年までの刊行図書から2000年まで約30年分拡大することで、公共図書館に資料の除籍圧力が強まるなどの影響が生じる問題である。これに対しては、①絶版入手困難資料は復刊や電子書籍化によっ

て、常に送信が停止される可能性があること、②デジタル化資料の全文検索が可能となったことで、新たな資料ニーズを喚起する一方で、冊子体資料と電子資料は、メディア特性の違いが大きく、基本的には別物であり、幅広い利用者に対応する必要がある公共図書館では、冊子体資料で利用したいという要望にできるだけ応える必要があることから、NDLのデジタル送信の有無で公共図書館での原本保存を判断することは望ましくないと考える。

最後に公共図書館と国立国会図書館のこれからの連携について考察した。まず、近未来の公共図書館では、今後も紙と電子のハイブリッド状況が継続すると予想される。物理的な本とデジタル情報は、メディアの特性が大きく異なり、それぞれの長所が異なる相補的關係にあり、両者の選択や組み合わせが重要となる。公共図書館では、多様な利用者の幅広いニーズに応えるため、紙の本を蔵書として維持することが引き続き求められる。これに対して、国立国会図書館は、出版物のデジタルアーカイブ化を促進することで、全文検索による過去の知の掘り起こしや膨大な出版物の利用可能性を高め、公共図書館の様々な活動を下支えすることが求められる。

次に近未来の公共図書館では、地域情報のデジタルアーカイブ機能を持つことが必須となることが予想される。公共図書館はそれぞれの地域固有の情報資源を保有し、その範囲はこれまでの地域資料からデジタル社会が生み出している地域の記録全体に拡大しつつある。こうした地域固有の情報資源を広く社会的に共有するためには、公共図書館がデジタルアーカイブとして情報資源を蓄積・発信する機能を持つことが不可避となる。地域の情報拠点である公共図書館は、地域情報の発信主体として他の図書館と地域性で役割分担し、集積したデジタルアーカイブを構成する一員となることが期待され、国立国会図書館との間では、アーカイブを構成する一員としての横並びの関係性が生まれ、共通課題に取り組むことになる。

最後に仮想的な「国の蔵書」について考える。納本制度に基づく「国の蔵書」の構築は、国立図書館の基本的役割であるが、出版物を超えた（拡張した）さまざまな情報資源が集積する巨大なデジタルアーカイブは、そこに参画する構成員全体で成立するものであり、法定権限に依拠するだけでは限界がある。公共図書館は、地域情報の主体として、デジタルアーカイブに参画することで、仮想的な「国の蔵書」の構築に寄与することにつながることを期待される。